

# 第5章

## 国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への取組

1	国民の理解の増進（基本法第20条関係）	102
---	---------------------	-----

# 第5章

## 国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

##### 【施策番号232】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されることを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。さらに、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm)）において紹介している。このほか、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

#### (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

##### 【施策番号233】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、23年4月一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、専門職員である社会

教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び能力の向上を図っている。

#### (3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

##### 【施策番号234】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して各教育委員会・学校等に配布し、警察との連携の下、当該資料を活用して非行防止教室を実施するなど犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

#### (4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

##### 【施策番号235】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施をはじめ、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

#### (5) 家庭における命の教育への支援の推進

##### 【施策番号236】

文部科学省においては、命の大切さを実感させる意義等を記述している「家庭教育手帳」を含め様々な家庭教育に関する情報を文部科学省のウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」（<http://katei.mext.go.jp/index.html>）を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

## (6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

## 【施策番号237】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の醸成に努めており、平成29年度は1,190回実施した。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行ったりし、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運を醸成するなど、犯罪被害者支援の充実を

## 命の大切さを学ぶ教室



図っている（P103トピックス「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」参照）。

## トピックス

## 命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール

警察では、平成20年度から、中学生及び高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、その受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことを推奨している。また、警察庁では、各学校における作文への取組を推奨するため、23年度から、「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」（後援：内閣府、文部科学省、公益財団法人犯罪被害救済基金及び公益社団法人全国被害者支援ネットワーク）を開催している。

30年度においては、全国から中学生の作品3万96点及び高校生の作品3万582点の応募があり、この中から、特に優秀な作品が国家公安委員会委員長賞、文部科学大臣賞及び警察庁長官賞として選出され、31年2月、受賞者に対し、山本順三国家公安委員会委員長等から表彰が行われた（警察庁ウェブサイト「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」：[https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/pdf/08\\_H30sakubun.pdf](https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/pdf/08_H30sakubun.pdf)参照）。

これらの称揚を契機として、学校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催が促進され、受講生の犯罪被害者等への理解と共感が深まるとともに、命を大切にす意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。



命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール表彰式

## 〈〈優秀作品の紹介〉〉

### ○ 湖南省立日枝中学校 廣岡<sup>もえな</sup>萌菜さんの作品

#### 【命の大切さ】

私は、この前学校で命の大切さを学ぶ教室を聞きました。それは同級生からの集団暴行事件によって、当時高校生だった息子さんを亡くされたお母さんのお話でした。

その中で、「人の手足が息子にとって凶器になった。」という言葉は何回もおっしゃっていました。人の役に立つことにできるはずの手足が逆に人を傷つけ苦しめるものになるなんて考えられないし、私自身はしたことがありません。でも、よく考えてみると私の場合、人の心を傷つける言葉を発する口が凶器となったことがあるかもしれないと思いました。口も手足と同様に、人を思いやり優しくかける言葉や感謝の言葉など人と人とがコミュニケーションをすることができますが、凶器になれば人の心を傷つけ悲しめる言葉へ一変してしまいます。体の傷は時間が経てば治りますが、そのときに傷つけられた心の傷は一生治ることはありません。何より恐ろしいのは、人の体や心を傷つけるのは一瞬ですが、それによって悲しみは一生続くということです。もしかすると、自分が気づいていない間に相手の心を傷つけていることがあるのかもしれないかもしれません。そう考えると、ニュースなどで報道されている暴行事件やいじめはとても重大で悲惨だということを改めて感じました。

それから、今回お話して下さったお母さんは、そんなつらい思いをしたことをふり返って涙しながらもお話して下さいました。そのお母さんの涙を見たとき、被害者は暴行を受けたその人自身だけでなく、その人に今まで関わってきた方全員が被害者なのだと思います。残された家族の気持ち、毎日病院でお見舞いに来て下さっていた先生の気持ちはとてもつらかったと思います。今まで他人事として見てきた暴行事件やいじめによって自殺したニュース。それまでは、「かわいそうだな。」と同情しかしていなかったしどこか他人事と思っている自分もいました。でも、今回の授業を通して、同情ではなく理解していく必要があると思いました。他人事ではなく自分達の住んでいる世界で起こった出来事だと思う必要があると思いました。今回学んだ多くのことを生かし、手や足、そして口を、凶器ではなく、人の役に立つものにしていきたいです。

今回、つらい過去をふり返ってまで私達にお話して下さったのは、二度と息子さんやご家族などのようなつらい思いをする人がいなくなるようにとの願いを込められたものと思います。そのことをしっかり理解して生きていかないといけない責任を感じました。

### ○ 埼玉県立川越工業高等学校 塚本<sup>あゆら</sup>歩良さんの作品

#### 【命の大切さの講話を聞いて】

テレビを点けると、日々、様々なニュースが流れてゆく。その中には、事件に巻き込まれたり、交通事故などで数多くの方が命を落としている。

しかし、そんなニュースも、過ぎ去っていく日々の中で、次第に人々の記憶から消え去ってしまう。その事件、事故の裏でどれだけ深い悲しみが、悲痛な叫びがあったかなど誰も知らずに。多くの人は、そういった事件とは無縁だと思って過ごしているだろう。私もその一人だった。

だが、今回の健康講演会で佐藤咲子さんの話を聞いて、そういったことは全くの他人事ではなく、自分や周りの人達が突如に居なくなってしまうもおかしくはないのだと感じた。

佐藤さんが両親をいっぺんに亡くしたのは私たちと同じくらいの高校二年生（一五歳）の時だった。親元を離れ、遠くの学校で授業を受けている間、雑貨店を営んでいる両親を、村内の男に猟銃で殺害された。佐藤さんがそう語る中、私はどこか現実味を感じられないでいた。殺人事件の被害者になるというのは現実では起こらないものだと、平凡な日々を送る中でそう決めつけてしまっていた。だから、佐藤さんの話を正面から受け取れないでいた。

でも、涙を流しながら震えた声で当時の事を語る姿に胸が痛んだ。事件から五十年近く経った今でも、心は事件当時の十五歳のままで止まっているのだと知った。

両親を亡くした佐藤さんを、つらい現実が待ち構えていた。当時の日本は犯罪被害者を守る法律が成立しておらず、加害者のみ人権が守られ、被害者は置き去りだったそうだ。そんな不条理に悩み続け、苦しい日々を送っていた佐藤さんの心情は計り知れない。両親を失ったショックから無気力な状態が続き、「自分も死ねばよかった。」と何度も思ったという。そんな佐藤さんを当時から、ずっと支えてきたのが二つ上のお兄さんの存在だという。兄とは今も事件のことを話すことは出来ないと語っていたが、その存在は佐藤さんの心の大きな支えになっているのが分かった。

佐藤さんは現在、犯罪被害者として講演をしている。「講演することが唯一の親孝行」と考え、遺族の叫びを訴え続けているそうだ。今回の講演を受け、初めに佐藤さんの様子を見た時、明るい人だなという印象を受けた。しかし、話を聞くうちに、その心には五十年以上ずっと深い傷を負っていて、長い年月が経った今でも、その傷は癒えていないことを知った。もしかしたら、私の周りにも、犯罪被害者でなくても、何かしら傷ついている人が居るのではないかと思った。そのような方達に、自分で何が出来るのだろうかと考えてみても、正直答えは見えてこない。

しかし、身近なところから、家族を大切に、友達の悩みを聞いてあげる、そんな些細なことから始めてみようと思った。また、遺族の方の心情を完全に理解するのは難しいが、そういった方の心を理解しようと努力する一つのきっかけになった。

佐藤さんの講演で、普段生活してただけでは見えなかった、身近な人の存在こそが大切なのではないかと、気付かされたような気がする。

## ⑦ 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

### 【施策番号238】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）の普及・啓発のための取組を行っている。

学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。平成28年3月に同協議会の下に、実際に学校現場で教鞭<sup>べん</sup>を執っている教職員や法律関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、29年度には小学生向け法教育視聴覚教材を、30年度には中学生向け法教育視聴覚教材及び高校生向け法教育教材を作成した。これらの教材については、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布したほか、今後、教材を活用したモデル授業例

の作成を行うこととしている。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校等の要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員や児童・生徒に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

## ⑧ 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

### 【施策番号239】

P106トピックス「犯罪被害者週間」参照

## ⑨ 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

### 【施策番号240】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、各都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に広報啓

発ポスターや啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び

掛けるなどし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。



## 犯罪被害者週間

第3次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を重点課題の一つとして掲げ、「様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組」を行うこととされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、当該週間に合わせて、啓発事業を集中的に実施することとしている。

平成30年度においては、東京都における中央イベント（11月30日）を開催するとともに、地方公共団体等と共に、福岡県（11月28日）及び沖縄県（11月21日）における地方大会を開催した。

### 【中央イベント】

中央イベントでは、犯罪被害者等に関する標語（P111【施策番号241】参照）の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

表彰式では、犯罪被害者等に関する標語の最優秀賞を受賞した<sup>やなおか</sup>柳岡ゆうりさんに対して、山本順三国家公安委員会委員長による表彰が行われた。

基調講演では、犯罪被害者遺族の土師守氏（公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事、元あすの会副代表幹事）から、「途切れない支援の重要性～亡くなった子供・遺された子供への想い～」をテーマに、時期に応じた途切れない支援や犯罪被害者等の視点に立った支援の重要性、そして、自身の経験を踏まえた犯罪の被害に遭った子供の兄弟姉妹に対する教育面及び精神面でのサポートの必要性等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「犯罪被害に遭った子供の兄弟姉妹に対する支援を考える」をテーマに、コーディネーターとして藤森和美氏（武蔵野大学人間科学部教授）、パネリストとして土師守氏、御手洗氏（佐世保小6女兒同級生殺害事件被害者遺族（御兄弟））、齋藤梓氏（目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師、臨床心理士）及び服部哲也氏（神戸市危機管理室地域安全推進担当課長）を迎え、犯罪の被害に遭った子供の兄弟姉妹が、そのつらさを周囲に話すことができずに抱え込んでしまうなどの実態を踏まえ、子供の心情を適切に捉えて支援につなげる方策や、子供に対する二次的被害を防ぐための周囲の環境づくり等について議論が行われた。



標語の受賞者と国家公安委員会委員長



「犯罪被害者週間」ポスター

## 【福岡大会】

福岡大会は、警察庁、福岡県及び福岡県警察が共催した。

基調講演では、犯罪被害者遺族の北口忠氏から、「犯罪被害者等の置かれた立場」をテーマに、廿日市市女子高生殺害事件で娘を亡くした当時の心境や二次的被害の状況、未解決事件への情報提供の重要性等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「社会全体で犯罪被害者等を支えるまちづくり」をテーマに、コーディネーターとして浦尚子氏（公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターセンター長）、パネリストとして林誠氏（福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会委員長、弁護士）、嘉嶋領子氏（スクールカウンセラー、臨床心理士）、楯林英晴氏（福岡県精神保健福祉センター所長、精神科医）及び北口忠氏を迎え、二次的被害を防ぐための方策や犯罪被害者等を支えるコミュニティづくり等について議論が行われた。

展示コーナーでは、関係機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等の展示・配布が行われた。



パネルディスカッションの様子



会場におけるパネル展示等の様子

## 【沖縄大会】

沖縄大会は、警察庁、沖縄県、沖縄県警察、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター及び浦添市が共催した。

基調講演では、犯罪被害者遺族の武るり子氏から、「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」をテーマに、息子を犯罪で亡くした悲しみやその後の自身が置かれた状況、学生等と共に続けている集会をはじめとした「少年犯罪被害当事者の会」代表としての活動等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「少年犯罪被害者とその遺族の「その後」を支えるために」をテーマに、コーディネーターとして伊藤義徳氏（琉球大学人文社会学部准教授、臨床心理士）、パネリストとして村上尚子氏（弁護士、沖縄弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会委員長）、稲田隆司氏（精神科医、医療法人博寿会もとぶ記念病院副院長、沖縄県医師会常任理事、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター常任理事）、屋良淳氏（沖縄県教育庁県立学校教育課 班長）、武るり子氏及び県内犯罪被害者遺族を迎え、少年事件における犯罪被害者の立場や必要な支援、学校を含む地



武るり子氏の基調講演



パネルディスカッションの様子

域全体で子供たちを守るために必要な方策等について議論が行われた。

また、「山川まゆみ」＆「島うた少女“テン”」による舞台が開催された。

さらに、展示コーナーでは、関係機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等の展示・配布が行われた。



## 途切れない支援の重要性～亡くなった子供・遺された子供への想い～

### ～平成30年度犯罪被害者週間 中央イベント基調講演より～

土師 守氏

(公益財団法人ひょうご被害者支援センター理事、  
元あすの会副代表幹事)



#### 【犯罪被害者の遺族としての体験】

事件が発生したのは1997年5月27日の朝でした。当時、14歳だった加害男性が通っていた中学校の正門の前に、私の次男の頭部が置かれているのが見つかりました。連絡を受けて、私は妻とともに急いで現場である中学校に車で向かいましたが、現場に到着いたしますと、警察官に「須磨警察のほうに行くように」という指示をされました。その指示は私たちにとっては最悪の事態であることを意味していました。そのため、私たちは悲しみの中、夢遊病者のような感覚で須磨警察署へと向かいました。

須磨警察署で、私たちは「次男がどのような状態で見つかったか」等を聞き、更に私は遺体確認をしたあと、最初の調書にサインいたしました。このときの状況というものは、本当に映画の中のワンシーンという状況で、私たちには全く現実感のない、夢の中で起こったような感覚でした。

その後、疲れ果て、悲しみに沈んだ私たちがマンションに帰り着いたときに、最初の「取材」という名の暴力に遭いました。私たちが帰宅したときには、既に何社かのマスコミ関係者がマンションに来て待ち構えておりました。子供をそのような状態で亡くした私たちの悲しみを全く無視して、彼らは無遠慮な質問とフラッシュの雨を浴びせました。

次の日、朝起きてからカーテン越しに家の外を覗きますと、マスコミ関係の車が周囲の道路を埋め尽くしていました。事件発生後の取材攻勢は本当にすさまじいものでした。インターホンは数え切れないほど押されましたし、電話も鳴りっ放しでした。その日から連日、朝から晩まで多数のマスコミ関係者がマンションの周囲を何重にも取り巻きました。

通夜と告別式が行われた会場でも、本当に多数のマスコミ関係者が会場周囲に充満しており、また多数のカメラが会場入口に向けられておりました。

“鈴なり”という言葉が当てはまるのではないかと思います。少し離れた2段目の部分までたくさんの方々が溢れ返っていました。私たちは単なる一般人であり、芸能人でも、有名人でもありません。そのような普通の一般人である私たちが悲惨な事件の被害者家族になり、精神的にもどん底の状態に突き落とされた挙げ句に、このような環境に放り込まれてしまったわけです。皆様にも、この状況を自分に置き換えて想像してもらえればと思います。

電話とインターホンによるすさまじい取材攻勢はその後も続きました。神戸新聞社へ犯人からの



第2の手紙が来たときには夜中12時頃までインターホンは鳴りやみませんでした。マンションの南側にマスコミ関係者の車が朝から夜遅くまで停まっており、私たちの部屋を監視していました。また、南側のマンションの部屋を借りて、そこから私たちの部屋を隠れて撮影しようとしておりました。本当にしばらくは外に出るところか、家のカーテンも開けることができない状態が続きました。カーテンを開けたのは事件発生後2か月近くが経ってからのことでした。

一般的に被害者遺族には「大切な家族を助けてあげることができなかった」とか、「もっと何かしてあげることができたのではないか」という悔恨の想いが非常に強いものです。第三者的に考えますと、それは仕方がないことで、遺族にはどうしようもないことだということがほとんどに違いありません。そして、被害者遺族も頭の中では理解できている場合が多いのではないのでしょうか。しかしながら、被害者遺族は他の人から見ると、そんなことで悩まなくてもいいようなことで非常に苦しみます。このことは私たちにとっても同様でした。

例えば、私たちの長男は「あのとき一緒に祖父の家に行っていたら弟の命は奪われなかったのではないか」と思い、妻は「出ていくときにちゃんと子供を見て、もっと声を掛けてあげればよかった」と思っていたようです。私自身についても同じ思いがありました。次男が出ていって間もなくして、私は研究会に参加するため、バスに乗って出掛けていきました。私がもう少し早く出ていれば、犯人と会う前、もしくは会ったくらいの子供を見ることができたかもしれません。そして、そのときには少なくとも事件が起こらなかったかもしれません。

次男がいなくなった当日、私たちは次男を探し回っていました。警察がその日の捜索を終えた後も、私は父とともに車に乗って探し回っていました。そして、その日の最後に、私は父とともに次男が殺害されたタンク山というところに行きました。私と父は車を降りて、タンク山のチョコレート階段と呼ばれる通路を懐中電灯を手に登っていきました。タンクのところまで行きましたけれども、周囲の草むらの中に何も見つけることができませんでした。私たちは諦めて家に向かいました。しかし、そのとき、子供はすぐ近くにいました。見つけてあげることができなかった悔いは今も残っています。あのとき見つけてあげることができていれば、殺害されることは避けることができなかったとしても、あのような目には遭わされていなかったのでは、という思いは今も強く残っています。被害者遺族は不当な犯罪被害に遭い、苦しみに遭いながら、更にその上に悔恨の思いに苛まれることとなります。

### 【犯罪被害に遭った子供の兄弟姉妹に対する支援】

私たちの場合も、長男がいました。長男は事件当時、13歳であり、非常に多感な時期でした。日頃から可愛がっていた弟があのような形で命を奪われたわけです。頭部が置かれていた中学校は、犯人の少年が通っていた学校であると同時に、私の長男が通っていた学校でもあります。しかも、犯人は長男より学年が1年上というだけではなく、クラブの先輩でもありました。非常に精神的に厳しい状態だったと思います。

そのような状況の中で、学校に通うことができるでしょうか。よほどのスーパーマンでもない限り、絶対に不可能なことです。私の姓が変わっていることもあり、引っ越しをしてもすぐ分かりませんし、転校もできない状況でした。

中学校の先生は、彼らのできる範囲の中ではよく対応していただきましたけれども、学校に行けないことには変わりはありませんでした。授業を受けることができませんでしたので、家庭教師を雇い、勉強するようにはしましたけれども、当然、成績は落ちますし、出席日数も足りませんでした。そのため、公立の高校には行けませんでした。自宅からかなり離れた私立の高校に行きましたけれども、3年間、学校まで私が車で送りました。

問題は教育上のことだけではなくありません。精神的にも肉体的にも発育途上にあり、また感受性の高い時期に兄弟が悲惨な事件に遭ったとすれば、それは大人とは違った意味で、非常に大きな精神

的ダメージを受けます。それに対して親だけで対処することは極めて困難なことです。その症状も、もちろん親が気付いていないこともあるとは思いますが、事件直後から症状が出るのではなく、ある程度、時間が経過してから出てくるようなことも多いと思います。その上、特に事件直後は親たちも家族を守るために非常に頑張っており、精神的にも全く余裕がない状態で、子供のことを見ているようでちゃんと見ることができていない、ということがほとんどだと思います。

私の場合も同様な状態で、家族を守らなければいけない、加害者やマスコミに負けないと心に決めて頑張り続けておりましたので、本当に精神的にも厳しい状態が続いていました。そのために私自身も子供の精神的ダメージについて十分な気遣いができていませんでしたし、そのため、気付くのが遅れてしまいました。

そして、子供に精神的ダメージの症状が出たときには親だけで対処することは非常に困難なことが多いと思います。そのときに相談できる児童精神医学の専門医や臨床心理士の存在は非常に重要であると思います。私たちの場合、この問題で救いになったのは、私の仕事の関係もありまして、児童精神医学の専門医を紹介してもらえたことでした。私自身が長男に対する悩みを相談することができましたことは非常に心強いことでした。このように犯罪被害を受けた少年及びその兄弟姉妹における非常に重要な問題として、学校に通えなくなる少年たちの教育の問題と、彼らに対する精神的サポートの問題があると思います。これらの問題の解決法はそれほど簡単なことではないと思います。

教育の問題についてですけれども、学校に通えなくなった少年に対して、授業に関しては学校ができることはほとんどありません。確かに、自宅の様子を見に行ったり、話を聞いたり、励ましたりすることはできるでしょうけれども、少年の自宅で勉強を教えることはできません。学校に通えないということは、他の少年たちと比べて勉強が遅れてしまうということにつながります。通えない期間が長くなればなるほど勉強も遅れますし、学校に復帰するためのハードルが、時期が遅れるほど高くなっていきます。

私たちの長男の場合は家庭教師を雇って主要科目だけでも勉強するようにしました。主要科目だけでも最低限の遅れで抑えることができれば、学校に復帰できたときの遅れも最小限で済むのではないかとこの考えからです。また、出席日数の関係で公立高校には入学することは困難かもしれませんが、受験科目の少ない私立の高校であれば入学できるのではないかとこのように考えたからです。

私たちの場合は家庭教師を雇うことができたので、最低限の勉強をさせることはできたとは思いますが、しかし、このようにできる家庭はやはり多くはないと思います。私が居住する神戸市は、今年6月に犯罪被害者等支援条例を改正しまして、教育支援の項目を付け加えました。詳細は省きますけれども、被害に遭った少年に対する全国で初めての実効性を伴った教育支援条例だと思えます。金額等はまだ十分と言えるほどではありませんが、3か月程度の家庭教師を付けることができれば、かなり勉強の遅れを抑えることができると思います。担当された方々が被害者の話に耳を傾け、今の枠組みの中でできることはないかと一生懸命考えていただいた結果だと思っています。教育に対する支援については、リタイヤしたOB教師の活用等も含めて公的な支援をぜひとも考えてほしいというふうに思っております。

精神的なサポートについてですけれども、被害に遭った少年へのサポートという場合は、通常は少年本人へのサポートを指すと思います。しかしながら精神的に全く余裕がなくなっている親のサポートも、実は間接的ではありますが、これも少年へのサポートにつながると思います。

私の失敗を思い出していただければお分かりになると思いますけれども、精神的な余裕を失っている親は、自分たちの子供への注意が非常に散漫になってしまい、子供たちの重要な兆候を見落としてしまうことにつながり、状況によっては回復を遅らせてしまう結果になってしまうと思います。そのため、親への精神的サポートは子供へのサポートを考える上で、実はかなり有効な対策ではな

いかと私自身は考えています。

精神的なサポートの重要性は、皆さんも御理解いただけると思うのですが、次に問題になるのが、一体、誰がその精神的なサポートを行うのか、ということだと思います。臨床心理士や精神科医であれば誰でもいい、というわけではありません。スクールカウンセラーをしている臨床心理士であればできる、そういうものでもありません。被害者、特に精神的にも肉体的にも発育途上にあり、非常に感受性の高い時期に大きな精神的ダメージを受けた被害少年に対するサポート、これをするためにはそれに応じた研修を受け、十分なスキルを身に付ける必要があります。

「精神的なサポート」と口で言うのは非常に簡単なのですが、実際に行うに当たっては、人材の養成から考えていかなければいけません。人材の養成というものは一朝一夕でできるものではありません。時間も資金も必要ですし、そして「そういうサポートをしたい」という心ある人たちがいなければ成り立ちません。

被害に遭った少年たちの必要な支援について話をしましたが、現時点では彼らには公的な支援は全くないのと同じような状態です。行政からは完全に見放されており、自分たちの力だけでどん底の状態から立ち直らなければいけない、それが現状だと思います。第3次基本計画ではやっと被害少年たちへの精神サポート体制整備についての記述が入りましたが、まだまだ十分であるとは言えないと思います。被害者の兄弟たちに対する公的な支援はぜひとも必要なものであり、体制を早急に整備してほしいと切望しております。また、民間の支援センターは、これらの支援においても重要な役割を担うことができるものではないかと期待しております。

※ 本トピックスは、基調講演を概要として取りまとめたもの。基調講演の全文及び資料については、警察庁犯罪被害者等施策ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai/koe.html>) を参照。

## (10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

### 【施策番号241】

警察庁においては、国民に対して犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図るため、犯罪被害者支援に関する標語の募集を実施している。平成30年度は、4,000件を超える応募の中から、最優秀賞に群馬県の小学2年生柳岡ゆうりさんの作品「たすけあい すこしのゆうき ひろがるきずな」を選出した。同標語は、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者支援について国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P106トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

## (11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

### 【施策番号242】

P87【施策番号209】参照

## (12) 犯罪被害者支援のための情報提供

### 【施策番号243】

内閣府においては、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト ([http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)) を通じて提供している。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、被害事例や相談窓口等の情報を、内閣府ウェブサイト ([http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)) を通じて提供している。

## (13) 若年層に対する広報・啓発

### 【施策番号244】

内閣府においては、女性に対する暴力の加

害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発を行う教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象とする研修を実施している。

**(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施**

**【施策番号245】**

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）にかけての2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣

府においては、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。平成30年度は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー及び東京スカイツリーをパープルにライトアップしたほか、全国の各施設においてもライトアップが展開された。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、毎年4月を被害防止月間と位置付けており、30年度も本問題について集中的に広報・啓発活動を実施した。

AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間ポスター



提供：内閣府

パープルライトアップ



提供：内閣府

**【施策番号246】**

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（30年は4月6日から同月15日）・秋の全国交通安全運動（同年9月21日から同月30日）において「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」等を、それぞれ重点に掲げ、交通事故被害者等の視点に配慮しな

がら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

**【施策番号247】**

ウ 法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を

全国交通安全運動ポスター



内閣府  
提供：内閣府

人権週間ポスター



提供：法務省

はじめとする様々な機会に啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

【施策番号248】

エ 16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社

会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、同月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。30年度は「未来へと命を繋ぐ 189（いちはやく）」を月間標語として決定し、広報用ポスター・リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinみやぎ」の開催、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

児童虐待防止に関するポスター



提供：厚生労働省

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア P94【施策番号228】参照

【施策番号250】

イ 警察庁においては、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等により、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援について広報啓発活動を推進するよう指導している。

**【施策番号251】**

ウ 警察庁においては、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載（<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>）等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

警察による犯罪被害者支援のパンフレット



**【施策番号252】**

エ 警察庁においては、児童ポルノ等の犯罪被害の実態や被害防止のための留意点等を盛り込んだ広報用リーフレット「STOP！ネット犯罪」や漫画形式の冊子「STOP！自画撮り！」等を作成し、都道府県警察に配布して非行防止教室等で活用しているほか、警察庁のウェブサイト（[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/index.html](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html)）上に子供の性被害防止対策を掲載するなどして、少年の犯罪被害防止等に向けた情報提供に努めている。

**(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施**

**【施策番号253】**

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係

府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その講演内容をインターネット等で国民向けに情報提供している（これまでに開催した講演会の講演内容は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>）を参照）。

平成30年度は、犯罪被害者遺族である高松由美子氏による講演会を開催した。

**(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進**

**【施策番号254】**

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施し、それを公表することが相当な場合には、その結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用するように努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用が容易となるよう、その報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/report.html>）に掲載している。

（P88【施策番号210】参照）

**(18) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護**

**【施策番号255】**

P36【施策番号84】参照

**(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施**

**【施策番号256】**

都道府県警察においては、犯罪発生状況や不審者に係る情報等の防犯情報をウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなどの工夫を凝らしている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、動画をウェブサイト

掲載している。

さらに、あらかじめ登録した住民に対して犯罪発生の状況や声掛け事案等の不審者情報等の身近な情報を電子メールで発信したり、ソーシャルメディアを活用したり、地元テレビやラジオを通じて定期的に情報を提供したり、新聞の折込チラシ等で情報提供を行ったりしている。

特に、重要凶悪事件の連続発生のおそれのある場合には、連続発生を抑止するため、マスメディアへの情報提供のほか、インターネットの活用による情報発信、防災行政無線による広報等各種広報媒体を活用した迅速かつ確実な情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

## (20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

### 【施策番号257】

ア 警察においては、交通事故の被害者等の実態や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。平成30年中は、手記を取りまとめた冊子等を約98万部配布するとともに、講演会等を508回実施した。

#### 交通事故被害者等の手記



### 【施策番号258】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用しているほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

## (21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

### 【施策番号259】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/index.html>) 等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

## (22) 交通事故統計データの充実

### 【施策番号260】

ア 内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故発生件数、道路交通事故による死者数、負傷者数及び負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載している。

### 【施策番号261】

イ 警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況の推移及び交通事故死者数の月別推移を掲載するなど、その充実を図っている（P195基礎資料9、10参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム2018

警察庁では、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ること等を目的に、毎年、全国被害者支援ネットワークと共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下このトピックスにおいて「全国フォーラム」という。）を開催しており、30年度で23回目を迎えた。

30年度の全国フォーラムは、10月、東京都千代田区「イイノホール」において秋篠宮同妃両殿下の御臨席の下、「被害者支援のあゆみと、これからの支援に向けて」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。

講演では、犯罪被害者遺族の加藤裕司氏から、「明日を生きる」をテーマに、命の大切さ、犯罪被害者遺族の感情、裁判員裁判制度の現状等について、自身の体験に基づき講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーターとして川本哲郎氏（京都犯罪被害者支援センター理事、同志社大学法学部教授）、パネリストとして森田ひろみ氏（いばらき被害者支援センター、NNVS認定コーディネーター、臨床心理士）、川村政生氏（埼玉県県民生活部防犯交通安全課主幹）、伊東秀彦氏（弁護士、千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員長、みどり総合法律事務所）及び丸山彰久氏（警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室室長（当時））を迎え、「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク



## 天国のお父さん、いつまでも「ありがとう」

公益社団法人みやざき被害者支援センター  
自助グループ「あおぞら」  
古川 静子

平成21年3月24日、主人は家の近くの交差点で事故に遭いました。  
朝の散歩に行く途中、交差点を渡り切る一歩手前でした。  
早いもので、年が明けるともう10年になります。  
あのような事故に遭わなければ、温泉でも自由に行けたのに。  
一生懸命働いて、やれやれと今からゆっくり自由な時間ができたのに、と思うこの頃です。  
私は主人にいつも、「お父さんは長生きするわね、じいちゃんに似て。」  
とっていました。

じいちゃん、主人の父は、96歳でこの世を去りました。  
不便と言ったら耳が遠いくらいで、いつも新聞を隅から隅まで見る人でした。  
主人を見ているとじいちゃんを見ているようで、私は、親子ってよくこんなに似るものだなあ、  
お父さんもじいちゃんみたいに長生きするやろうね、とっていました。  
それが、散歩に出て、ただいまを聞く事もなくなってしまうなんて。  
主人には、伝えられなかった「ありがとう」が、まだたくさんあったのに。

お父さんいつも仏様のお茶をあげてくれたね。  
ありがとう  
畑仕事、大変だろうに愚痴ひとつ言わずに頑張ってくれた。  
仕事がひと段落すると、私の友達も一緒に、三股にしゃくなげを見につれて行ってくれたね。  
お父さん、ありがとう。  
いなくなってから尚更、お父さんのありがたさが身にしみるよ。  
もう帰ってこないお父さんを思うと寂しいけれど、周りの人が助けてくれる。  
息子は私の事を気にかけて、家事を手伝ってくれるようになったよ。  
毎日仏壇に手を合わせ、お線香をあげてくれるのは、お父さんもきっと見てくれているよね。  
近所の人や友達もお父さんと私たちのことを思って、家に来てくれるよ。

曲がった事が嫌いで働き者のお父さん  
私たちにたくさんの優しさを与え、残してくれました。  
もう二度と、大切な人を失いたくない。  
こんなに辛くて苦しい思いはもうたくさんです。  
他の誰にもこんな思いはさせたくありません。  
だから、息子が外出する時にはいつも、「気を付けて運転するとよ」  
と声をかけます。  
皆さんにも、お願いしたい事があります。  
交通の規則をしっかり守りましょう。  
運転手さん、携帯を見ながらの運転はしないで下さいね。  
歩行者、自転車の皆さん、遠くに見えるように見える車でも、思っているよりずっと速いので、車  
が見えたら止まって待って下さい。  
皆それぞれ規則をよく守っていれば、事故は起こらないと思います。  
ひとつしかない命を大切にしましょう。

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行  
「犯罪被害者の声第12集」より